

第31回大空町農業委員会総会議事録

令和7年12月12日 第31回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 斎藤宏幸	2番 上田英樹	3番 渡辺誠
4番 古田牧子	5番 児山高	6番 渡邊恵二
7番 小川一浩	8番 福田英信	9番 福田重幸
10番 佐久間仁	11番 増子昭雄	13番 佐々木経一
18番 追分敏行	20番 遠藤哲也	21番 佐野一義
22番 先崎教之	23番 丹羽真治	24番 石田正俊

(2) 欠席者

12番 真鍋剛	14番 森英章	15番 仲西政克
16番 高橋敬義	17番 長尾照幸	

2. 職員等の出欠状況

事務局長 石川大樹	主査 戸井裕之	主事 仙石陸
主事 佐々木佑弥		

第31回大空町農業委員会総会議事録

午後3時00分

石川局長	ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から第31回大空町農業委員会総会を開催いたします。 会議日程2、憲章朗読でございますが、現在、インフルエンザなどの感染がいまだ拡大傾向であることなどから、本日も割愛させていただきたいと存じますので、ご了解をいただきますようよろしくお願いいたします。 それでは、開会にあたりまして石田会長よりご挨拶を申し上げます。
石田会長	皆さんこんにちは。 本日は何かとお忙しい中、また天気の悪い中、第31回農業委員会にご出席、誠にありがとうございます。 委員の皆様におかれましては、農地のあっせん、賃貸借の更新など、事務局員の皆様は、あっせんの準備、書類の作成など、お忙しい日々を送られたのではないかと考えております。 先月18日は、オホーツク農業委員会研修会が端野において行われました。出席された委員の皆さん、大変ご苦労さまでした。1日には、私、丹羽職務代理、渡邊農政部会長、福田親睦会長、石川事務局長におきまして、松川町長に要望書を提出してまいりましたことをご報告申し上げます。古田委員におかれましては、9日の札幌での研修会どうもお疲れさまでした。 本年は、干ばつの影響を受けまして、極端に悪い作物、まだそうでもない作物、歩留りが悪い作物、芋などは発芽してしまいまして、皆さんなかなか今年は農家経済が厳しいものとなっておりますけれども、来年、良い作がとれますことをご祈念申し上げ、また皆様とご家族様がよい年を迎えられますことをご祈念申し上げ、総会前の挨拶といたします。 この際、活動状況報告を行います。 事務局長。
石川局長	先月総会以降の活動状況報告について、お手元に配付の資料によりご説明いたします。 (活動状況報告朗読)
石田会長	ただいまより、第31回農業委員会総会を開催いたします。 (午後3時06分)

石川局長	ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。 ただいまの出席委員は、１８名であります。 真鍋委員、仲西委員、高橋委員、長尾委員、森委員から、所用および体調不良などによる欠席ということでご連絡がございました。 「大空町農業委員会会議規則第７条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件につきましては、議案第１号から議案第４号まで３９件、報告案件で１件であります。 以上でございます。
石田会長	議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第１４条第２項」の規定に基づき議長において、３番渡辺誠委員、４番古田委員を指名いたします。 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係１番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和２７年法律第２２９号）第３条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和７年１２月１２日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第１号所有権移転関係１番朗読】 この案件につきましては、親から子への贈与案件となります。 なお、議案第１号に係る農地法第３条関連の案件につきましては、全て農地法第３条第２項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、あわせてご審議のほどよろしく願いいたします。 以上です。
石田会長	この件について、第５地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。

	譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 1 号利用権設定関係 1 番朗読】 この案件につきましては、経営移譲に伴う後継者への使用貸借案件となっております。そのため図面のほうは省略しております。 以上です。
石田会長	この件について、第 3 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に、利用権設定関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
仙石主事	【議案第 1 号利用権設定関係 2 番朗読】 この案件につきましては、経営移譲に伴う後継者への使用貸借案件となっております。そのため図面のほうは省略しております。 以上です。
石田会長	この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号利用権設定関係 2 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に、利用権設定関係 3 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
仙石主事	【議案第 1 号利用権設定関係 3 番朗読】 この案件につきましては、経営移譲に伴う後継者への使用貸借案件となっております。そのため図面のほうは省略しております。 以上です。

石田会長	この件について、第４地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係３番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第１号利用権設定関係３番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係４番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第１号利用権設定関係４番朗読】 この案件につきましては、経営移譲に伴う後継者への使用貸借案件となっております。そのため図面のほうは省略しております。 以上です。
石田会長	この件について、第５地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係４番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第１号利用権設定関係４番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第２号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。 所有権移転関係１番及び２番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第２号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について」農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１１項の規定により、下記のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に対し要請することについて審議を求める。令和７年１２月１２日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第２号所有権移転関係１番及び２番朗読】 この案件につきましては、賃貸借していた農地を売買する新規案件でございます。農業公社の農地売買等事業における即売りタイプを活用した売買となっており、１２月２日に第５地区農業委員によりあっせん会が行われております。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係１番及び２番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号所有権移転関係１番及び２番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、所有権移転関係 3 番及び 4 番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号所有権移転関係 3 番及び 4 番朗読】 この案件につきましては、賃貸借していた農地を売買する新規案件でございます。農業公社の農地売買等事業による即売りタイプを活用した売買であり、1 2 月 2 日に第 5 地区農業委員によりあっせん会が行われております。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係 3 番及び 4 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号所有権移転関係 3 番及び 4 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、所有権移転関係 5 番及び 6 番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号所有権移転関係 5 番及び 6 番朗読】 この案件につきましても、賃貸借していた農地を売買する新規案件となっております。農業公社の農地売買等事業による即売りタイプを活用した売買であり、1 1 月 2 0 日に第 5 地区農業委員によりあっせん会が行われております。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係 5 番及び 6 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号所有権移転関係５番及び６番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、所有権移転関係７番及び８番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第２号所有権移転関係７番及び８番朗読】 この案件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となっております。農業公社の農地売買等事業による即売りタイプを活用した売買となっており、１１月２０日に第５地区農業委員によりあわせん会が行われております。 以上です。
石田会長	この件について、第５地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係７番及び８番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号所有権移転関係７番及び８番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、所有権移転関係 9 番及び 10 番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号所有権移転関係 9 番及び 10 番朗読】 この案件につきましては、賃貸借していた農地を売買する新規案件でございます。農業公社の農地売買等事業による即売りタイプを活用した売買となっており、11 月 21 日に第 5 地区農業委員によりあつせん会が行われております。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係 9 番及び 10 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号所有権移転関係 9 番及び 10 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 1 番及び 2 番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 1 番及び 2 番朗読】 1 番から 2 番までの案件につきましては、受け手の規模拡大に伴う新規案件でございます。 番号 1 番において農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号 2 番で受け手の〇〇氏へ貸付けしております。図面につきましては 2 ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。 説明は以上です。
石田会長	この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いします。

委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 1 番及び 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 1 番及び 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 3 番及び 4 番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 3 番及び 4 番朗読】 3 番から 4 番の案件につきましては、更新案件となっております。 番号 3 番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号 4 番において、受け手の〇〇氏へ貸付けしております。図面につきましては省略をさせていただきます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 3 番及び 4 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 3 番及び 4 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係５番から１１番までについて、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	事前にご説明をさせていただきます。５番から１１番の案件につきましては、更新案件となっております。 番号５番におきまして、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、６番から１１番にかけてそれぞれの受け手へ貸付していく形となっております。更新案件のため図面につきましては省略をさせていただきます。 なお、説明において内容が重複する箇所につきましては、説明を省略させていただきますのでご了承願います。 それでは、番号５番からご説明をいたします 【議案第２号利用権設定関係５番から１１番朗読】 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係５番から１１番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係５番から１１番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係１２番及び１３番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第２号利用権設定関係１２番及び１３番朗読】 １２番から１３番までの案件につきましては、更新案件でございます。番号１２番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番

	号 1 3 番で受け手の〇〇氏へ貸付けしております。図面につきましては省略をさせていただきます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 1 2 番及び 1 3 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 1 2 番及び 1 3 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 1 4 番及び 1 5 番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 1 4 番及び 1 5 番朗読】 1 4 番 1 5 番の案件につきましては、更新案件でございます。番号 1 4 番において農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号 1 5 番において受け手の〇〇氏へ貸付けをしております。図面につきましては省略をさせていただきます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 1 4 番及び 1 5 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 1 4 番及び 1 5 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 16 番から 18 番までについて、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	事前にご説明させていただきます。16 番から 18 番までの案件につきましては、更新案件となっております。 番号 16 番におきまして農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、17 番 18 番にかけてそれぞれの受け手へ貸付けをしていく形となっております。更新案件のため、図面につきましては省略させていただきます。 それでは、番号 16 番からご説明をいたします。 【議案第 2 号利用権設定関係 16 番から 18 番朗読】 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 16 番から 18 番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 16 番から 18 番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 19 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 19 番朗読】 この案件につきましては、経営移譲に伴う後継者への権利移転案件となっております。図面につきましては省略をさせていただきます。

	以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 19 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 19 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 22 条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 22 条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 22 条に基づく調整を行った結果、農地中間管理機構による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。令和 7 年 12 月 12 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第 3 号 1 番朗読】 この案件につきましては新規案件となっております。 あっせんの申出を受け、11 月 17 日に第 4 地区農業委員によりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買等事業における貸付タイプを活用したいとの申出があり、協議したところ、公社への買入協議要請が適当、と至ったところであります。 なお、公社買入後の一時貸付予定者につきましては、本郷地区の〇〇氏となっております。図面につきましては 3 ページに掲載をしておりますのでご参照ください。 以上です。
石田会長	この件について、第 4 地区〇〇委員長より補足説明があればお願いします。

〇〇委員長	この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、5年間農地中間管理機構に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。
石田会長	これより1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、2番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第3号2番朗読】 この件につきましては、新規案件となっております。 あっせんの申出を受け、12月2日に第5地区農業委員によりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買等事業における貸付けタイプを活用したいとの申出があり、協議したところ、公社への買入協議要請が適当、と至ったところであります。 なお、公社買入後の一時貸付予定者につきましては、本郷地区の〇〇氏となっております。図面については4ページに掲載をしておりますので、ご参照ください。 以上です。
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、5年間農地中間管理機構に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。

石田会長	これより 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、3 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 3 号 3 番朗読】 この件につきましては、新規案件となっております。 あっせんの申出を受け、11 月 20 日に第 5 地区農業委員によりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買等事業における貸付タイプを活用したいとの申出があり、協議したところ、公社への買入協議要請が適当、と至ったところであります。 なお、公社買入後の一時貸付予定者につきましては、本郷地区の〇〇氏となっております。図面につきましては、5 ページ、6 ページに掲載をしておりますので、ご参照ください。 以上です。
石田会長	この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、5 年間農地中間管理機構に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。
石田会長	これより 3 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。

	これより議案第3号3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、4番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第3号4番朗読】 この案件につきましては、新規案件となっております。 あっせんの申出を受け、11月21日に第5地区農業委員によりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買等事業における貸付タイプを活用したいとの申出があり、協議したところ、公社への買入協議要請が適当、と至ったところでございます。 なお、公社買入後の一時貸付予定者につきましては、住吉地区の〇〇氏となっております。図面につきましては7ページに掲載をしております。ご参照ください。 以上です。
石田会長	この件について、第5地区〇〇委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、5年間農地中間管理機構に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。
石田会長	これより4番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号4番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に議案第４号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。１番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
仙石主事	議案第４号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規程（平成２０年農業委員会訓令第３号）に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和７年１２月１２日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第４号１番朗読】 この案件につきましては、１２月５日に第３地区農業委員にて現地調査を行っており、農地採草放牧地以外であることをご確認ください。図面につきましては、８ページに掲載してございますので、ご参照願います。 以上です。
石田会長	この件について、第３地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、１２月５日に第３地区農業委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。 結果については、ただ今の事務局の説明のとおりであります。 以上です。
石田会長	これより１番について質疑に入ります。
委員	（なしの声）
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第４号１番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	（異議なしの声）
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に報告第１号「専決事項の報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

仙石主事	報告第 1 号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則（平成 20 年農業委員会規則第 1 号）第 18 条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和 7 年 12 月 12 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【報告第 1 号朗読】 以上です。
石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	（なしの声）
石田会長	これにて報告第 1 号については終了いたします。 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。 （午後 4 時 22 分終了）